

社会福祉主事の任用資格について

社会福祉主事の任用資格を有するには、次のいずれかに該当する必要があります。

1. 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（3科目以上）を修めて卒業すること。指定科目については下記を参照。
2. 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
3. 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

平成 12 年 4 月 1 日から適用される科目		
◎ 社会福祉概論	◎ 知的障害者福祉論	◎ 社会学
◎ 社会福祉事業史	◎ 精神障害者保健福祉論	◎ 教育学
◎ 社会福祉援助技術論	◎ 老人福祉論	◎ 倫理学
◎ 社会福祉調査論	◎ 医療社会事業論	◎ 公衆衛生学
◎ 社会福祉施設経営論	◎ 地域福祉論	◎ 医学一般
◎ 社会福祉行政論	◎ 法学	◎ リハビリテーション論
◎ 社会保障論	◎ 民法	◎ 看護学
◎ 公的扶助論	◎ 行政法	◎ 介護概論
◎ 児童福祉論	◎ 経済学	◎ 栄養学
◎ 家庭福祉論	◎ 社会政策	◎ 家政学
◎ 保育理論	◎ 経済政策	
◎ 身体障害者福祉論	◎ 心理学	

2 厚生労働省の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲

社会福祉法第 19 号第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（昭和 25 年厚生省告示第 226 号）により定められているところですが、指定科目の名称及び読み替えの範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が下記のいずれかに該当する場合については、読み替えの範囲に該当するものとして指定科目を履修したこととする。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原論」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」「入門」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも該当する場合
 - (例 1) 「社会政策」に相当する科目を行う場合
 - ・ (1)に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
 - ・ (2)に該当する場合 「社会政策Ⅰ」及び「社会政策Ⅱ」等でも可。
 - ・ (3)に該当する場合 「社会政策論Ⅰ」及び「社会政策論Ⅱ」等でも可。
 - (例 2) 「介護概論」に相当する科目を行う場合
 - ・ (1)に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。
 - ・ (2)に該当する場合 「介護概論Ⅰ」及び「介護概論Ⅱ」等でも可。
 - ・ (3)に該当する場合 「介護福祉概説Ⅰ」及び「介護福祉概説Ⅱ」等でも可。

3 厚生労働大臣の通知による読替えの範囲

科目名	読 替 え の 範 囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	① 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 ② 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	① 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ② 相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の2科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	① 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 ② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
家庭福祉論	① 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 ② 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
保育理論	保育
身体障害者福祉論	① 身体障害者福祉 ② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 (身体障害者福祉と知的障害者福祉を含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の2科目に該当する。)
知的障害者福祉論	① 知的障害者福祉 ② 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ(一)福祉
法学	法律学、基礎法学、法学入門
民法	民法総則、民法入門
行政法	
経済学	経済、基礎経済、経済学入門
社会政策	社会政策、労働経済
経済政策	
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門
社会学	社会理論と社会システム、社会学入門
教育学	教育、教育学入門
倫理学	倫理、倫理学入門
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生学入門
医学一般	① 医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体構造(・)機能(・)疾病 ② 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション入門
看護学	看護、基礎看護、看護学入門
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、介護学入門
栄養学	栄養、栄養指導、栄養(・)調理、基礎栄養学、栄養学入門
家政学	家政、家政学入門